

別記様式第1号(第四関係)

但馬地区活性化計画

(兵庫県豊岡市、養父市、朝来市、香美町、新温泉町)

兵庫県・豊岡市

令和3年2月

1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称	但馬地区活性化計画			計画期間	令和3年度～令和5年度
都道府県名	兵庫県	市町村名	豊岡市他、4市町	地区名	但馬地区

目 標 :

(活性化計画の目標)

計画地区である但馬地区は、兵庫県の北部に位置し、豊岡市、養父市、朝来市、香美町、新温泉町の3市2町からなります。コウノトリ野性復帰推進計画の一環で行われている「コウノトリ育む農法(米、大豆)」で環境保全型農業をリードし、また「神戸ビーフ」の素牛であり、全国の和牛育種改良に大きく貢献した日本農業遺産「但馬牛」の種牛産地である等、農業の盛んな地域です。

中でも「但馬ピーマン」は西日本最大の露地夏秋ピーマンの産地で、国野菜指定産地に指定されており、但馬地域において非常に重要な農産物の一つです。

具体的な整備内容としては、既存のピーマン選果施設(養父市八鹿町)では出荷最盛期の処理能力が足りないため、能力を増強した新たな施設を主産地である豊岡市但東町へ移して新設導入します。

そして、既存の栽培農家の規模拡大、販売単価の向上を推進し、出荷量や販売額の増加による所得向上を図り、新規栽培者の増加(定年帰農者・女性農業者・新規就農者等)につなげ、定住促進を目指します。

(活性化計画目標)

【ピーマンの生産、販売促進】

(評価指標)

地域農産物の販売額の増加

ピーマンの販売額の増加 104,805千円⇒297,500千円(R5～7年の販売額の平均値)－192,695千円(H29～R1の平均)

目標設定の考え方

地区の概要:

- ・当該但馬地区は、兵庫県の北部に位置し、旧但馬国の全域に該当しており、面積2,133.3km²(兵庫県面積の約4分の1)とたいへん広大で、東の円山川、中央の矢田川、西の岸田川等に沿って開けています。全域が国土交通省の豪雪地帯に指定を受け、またほぼ全域が地域振興の法指定地域(特性農山村、振興山村、過疎)に指定されるなど、農業生産条件の不利な地域です。
- ・コウノトリ育む農法等による水稲、但馬牛の種牛、プロイラー等の生産が盛んです。コウノトリ育む農法の水稲は、「コウノトリ育むお米」としてコウノトリが生息できる環境に配慮し、無農薬・減農薬(慣行比75%減)により栽培され、首都圏・関西圏等の都市部や沖縄県の他、シンガポール・香港・アメリカ等の海外で販売されています。
- ・国野菜指定産地「但馬ピーマン」は、但馬地区を代表する野菜品目の一つです。日本海性気候のため、産地化できる露地栽培の園芸品目が限られる中、但馬地域において重要な品目となっています。
- ・軽量野菜で高齢者や女性も取り組むことができるため、現在約172戸の農家で32haが栽培されており、出荷に当たってはピーマン選果施設(自動選別包装施設)へ全量を集荷し、京阪神市場等へ出荷しています。

現状と課題

- 1 現状のピーマン選果施設では、7月下旬～8月の出荷最盛期において処理能力が不足しており、これ以上の産地規模の拡大ができない状況であり、能力の高い施設の導入が必要になっています。
- 2 現在、L・M規格以外は段ボール箱によるバラ出荷を行っていますが、量販店等から袋詰め出荷の強い要望があります。
- 3 経費削減を図る中で、現選果施設(養父市八鹿町)は、出荷量の約半数を占める主産地(豊岡市但東町)から離れた場所に位置するため、集荷の運搬コストが高まっています。こうした課題を解決し、産地を維持・拡大することにより地域の活性化を図る必要があります。

今後の展開方向等

- 1 選果ラインや包装機械を増やし、処理能力を約1.3倍(7.5t/日⇒10t/日)に高めることにより、出荷最盛期の処理量に対応でき、新施設導入を契機にさらなる産地規模の拡大を図ります。
⇒生産者組織「ピーマン協議会(172戸)」及び新規栽培者への働きかけや、主産地への選果施設の新設・移転により生産者の意欲向上を図り、作付け拡大につなげていきます。
- 2 選果ライン・包装機械の改良により、L・M規格以外について、「バラのまま段ボール箱へ詰める形態」から「袋詰めて段ボール箱に詰める形態」に変更することにより、販売単価の向上(平均で339円/kg⇒350円/kg)と販売額の増加を図ります。
⇒バラ出荷(L、M規格以外の規格のミックス)分は全出荷量の15～20%(H29～R1年平均16.3%)を占めており、優品扱いのため販売単価が低くなっていますが、「袋詰め」により販売単価の向上が見込めます。
- 3 主産地(豊岡市但東町)へ選果施設を新設することにより、施設への集荷運搬コストの低減と共に、生産者の意欲向上や規模拡大、新規栽培者の掘り起し、品質の向上を図ります。

2 定住等及び地域間交流を促進するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

(1) 法第5条第2項第2号に規定する事業

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)	事業実施主体	交付金希望の有無	法第5条第2項第2号イ・ロ・ハ・ニの別	備考
豊岡市他4市町	但馬地区	処理加工・集出荷貯蔵施設(農林水産物集出荷貯蔵施設)	たじま農業協同組合	有	イ	

(2) 法第5条第2項第3号に規定する事業・事務

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考

(3) 関連事業(施行規則第2条第3項)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考

(4) 他の地方公共団体との連携に関する事項

--

3 活性化計画の区域

但馬地区(兵庫県豊岡市、養父市、朝来市、香美町、新温泉町)	区域面積	213,330ha	…但馬全域の面積
区域設定の考え方			
<p>①法第3条第1号関係：</p> <ul style="list-style-type: none">・活性化計画区域は農林地の割合が高く、当該地区面積213,330haのうち、農林地面積は187,391haで、全体の88%を占めています。・土地利用の状況は、耕地面積のうち田9,071haが、畑が1,757haで、田が84%を占める水田農業地帯です。・農林漁業従事者数は、6,582名で就業者総数82,817名の約8%を占めます。・総農家数12,123戸のうち半数以上(51.4%、6,234戸)が販売農家です。・耕種作物(米、麦、大豆、野菜、果樹、花き等)の販売額105億円のうち、野菜は25億円で約3割を占めており、その中でも国野菜指定産地であるピーマンは約1億9千万円で但馬地区の野菜品目中最も多くなっています。			
<p>②法第3条第2号関係：</p> <ul style="list-style-type: none">・当該地区の人口は、近年減少の一途をたどり、平成7年の205,842人から平成27年は170,232人と17.3%も減少しています(国勢調査)。・また65歳以上の高齢化率も急激に上昇し、平成27年時点で34%と3人に1人が高齢者であり、平成7年時の22%に比べても11%増加しています(国勢調査)。・このようなことから少子高齢化が今後も継続し、それに伴い、農業従事者の高齢化及び担い手不足もますます深刻になると予想されます。・これらに対し、軽量野菜で小面積でも取組可能であるピーマンは、高齢者、女性、新規就農者にも取り組みやすい品目であり、新たな選果施設導入を契機に産地規模を拡大していくことにより、定住促進につなげることが重要になります。			
<p>③法第3条第3号関係：</p> <ul style="list-style-type: none">・豊岡市全域、養父市八鹿町、朝来市和田山町、香美町香住区、新温泉町浜坂地区が、市街化区域及び市街化調整区域の区域区分のない都市計画区域となっており(その他は都市計画法の指定区域外)、豊岡市及び朝来市和田山町の極一部に「非線引き用途地域」があります。用途地域はピーマン選果施設導入事業の実施箇所でもピーマンの栽培地でもありませんが、広範囲に点在しており、ピーマン栽培が但馬地区全域で行われていることから外すことが困難であるため、活性化計画の区域内に含めています。・但馬地区全域のうち、旧村単位の豊岡町、新田村、中筋村、五荘村以外は、全て地域振興の法指定地域(特定農山村、振興山村、過疎)です。			

4 市民農園(活性化計画に市民農園を含む場合)に関する事項

(1) 市民農園の用に供する土地(農林水産省令第2条第4号イ、ロ、ハ)

土地の所在	地番	地目		地積(m ²)	新たに権利を取得するもの			既に有している権利に基づくもの			土地の利用目的		備考
		登記簿	現況		権利の種類(※1)	土地所有者		権利の種類	土地所有者		農地	市民農園施設	
						氏名	住所		氏名	住所	市民農園整備 促進法第2 条第2項第1号 イ・ロの別	種別	

(2) 市民農園施設の規模その他の整備に関する事項(農林水産省令第2条第4号ハ)

整備計画	種別	構造	建築面積	所要面積	工事期間	備考
建築物						
工作物						
計						

(3) 開設の時期 (農林水産省令第2条第4号ニ)

--

5 農林地所有権移転等促進事業に関する事項

事 項	内 容	備 考
(1) 農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針		
(2) 移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法		
(3) 権利の存続期間、権利の残存期間、地代又は借賃の算定基準等		
① 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準		
② 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準		
③ 設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法		
(4) 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件 その他農用地の所有権の移転等に係る法律事項		
① 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件		
② その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項		

6 活性化計画の目標の達成状況の評価等

- ・当計画は、国野菜指定産地「但馬ピーマン」の産地の自動選別包装施設を主産地である豊岡市但東町へ拠点を移して新設し、産地規模の拡大、販売単価の向上、農家所得の向上を図ることにより、地域の活性化を目指すものです。
- ・ピーマンの販売額については、毎年、たじま農協が数値を把握し、評価を行う他、兵庫県農業協同組合中央会の意見を取り入れ、計画目標の達成状況の評価を実施します。